

## 令和6年度恵庭市教育委員会会議(3月定例会)会議録

日 時	令和7年3月7日(金) 開会17時30分 閉会18時15分																						
会 場	市民会館 1F 第1会議室																						
出席委員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">教育長</td> <td>岩 淵 隆</td> </tr> <tr> <td>教育長職務代理者</td> <td>土 谷 秀樹</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>福 屋 栄人</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>白 崎 亜紀子</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>中 山 舞</td> </tr> </table>	教育長	岩 淵 隆	教育長職務代理者	土 谷 秀樹	委 員	福 屋 栄人	委 員	白 崎 亜紀子	委 員	中 山 舞												
教育長	岩 淵 隆																						
教育長職務代理者	土 谷 秀樹																						
委 員	福 屋 栄人																						
委 員	白 崎 亜紀子																						
委 員	中 山 舞																						
会議出席者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">教育部長</td> <td>狩 野 洋一</td> </tr> <tr> <td>教育部次長</td> <td>山 口 晃弘</td> </tr> <tr> <td>教育総務課長</td> <td>藤 野 真一郎</td> </tr> <tr> <td>教育総務課主幹</td> <td>前 川 豊志</td> </tr> <tr> <td>教育支援課長</td> <td>横 山 真澄</td> </tr> <tr> <td>社会教育課長</td> <td>黒 氏 優子</td> </tr> <tr> <td>学校給食センター長</td> <td>山 野 辺 龍人</td> </tr> <tr> <td>読書推進課長</td> <td>和 合 智子(欠席)</td> </tr> <tr> <td>郷土資料館長</td> <td>高 野 隆司</td> </tr> <tr> <td>教育施設課長</td> <td>塚 野 憲</td> </tr> <tr> <td>教育総務課主査</td> <td>小 井 裕介</td> </tr> </table>	教育部長	狩 野 洋一	教育部次長	山 口 晃弘	教育総務課長	藤 野 真一郎	教育総務課主幹	前 川 豊志	教育支援課長	横 山 真澄	社会教育課長	黒 氏 優子	学校給食センター長	山 野 辺 龍人	読書推進課長	和 合 智子(欠席)	郷土資料館長	高 野 隆司	教育施設課長	塚 野 憲	教育総務課主査	小 井 裕介
教育部長	狩 野 洋一																						
教育部次長	山 口 晃弘																						
教育総務課長	藤 野 真一郎																						
教育総務課主幹	前 川 豊志																						
教育支援課長	横 山 真澄																						
社会教育課長	黒 氏 優子																						
学校給食センター長	山 野 辺 龍人																						
読書推進課長	和 合 智子(欠席)																						
郷土資料館長	高 野 隆司																						
教育施設課長	塚 野 憲																						
教育総務課主査	小 井 裕介																						
議題及び議事の概要	別紙のとおり																						
会議の傍聴を許可された者	1名																						
議事録署名委員	白 崎 亜紀子																						

## 令和6年度恵庭市教育委員会会議(3月定例会)結果表

令和7年3月7日(金) 17時30分開会

18時15分閉会

会場:市民会館 1F 第1会議室

事案番号	件名	議決結果
議案第1号	恵庭市夢創館条例施行規則の一部改正について	原案可決
報告1	恵庭市立学校教職員に係る時間外在校等時間 (令和6年10月~12月)の公表について	報告済み
報告2	地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)の配置について	報告済み
報告3	美術品(彫刻作品)の寄贈について	報告済み

### ○会議出席者

岩淵教育長

教育委員:土谷委員、福屋委員、白崎委員、中山委員

事務局 :狩野教育部長、山口教育部次長、藤野教育総務課長、前川教育総務課主幹、横山教育支援課長、黒氏社会教育課長、山野辺学校給食センター長、高野郷土資料館長、塚野教育施設課長、小井教育総務課主査

# 議 事 録

開会 17時30分

- 教 育 長            只今より教育委員会を開催いたします。初めに日程1、議事録署名委員の指名について事務局お願いします。
- 事 務 局            今回会議の議事録署名委員は、白崎委員お願いします。
- 教 育 長            よろしいでしょうか。
- 委 員                ( 承認 )
- 教 育 長            次に日程2、前回会議録の承認について事務局お願いします。
- ( 事務局から前回の議事録について報告 )
- ただいまの記録のとおり承認するということによろしいですか。
- 各 委 員            ( はいの声 )
- 教 育 長            続いて日程3、議案に入ります。  
                      議案第1号 恵庭市夢創館条例施行規則の一部改正について、事務局よりお願いいたします。
- 事 務 局            私からは恵庭市夢創館条例施行規則の一部改正について、説明させていただきます。  
                      1ページをご覧ください。  
                      今年度、夢創館では音響設備や映像設備等の入れ替えを行いましたので、それに伴い、備品の使用料の改正を行うこととしております。  
                      新規の備品はもちろん、すでに古く実際にはほとんど使われていない備品の整備等も同時に行い、また電気料がかかる使用料等のものも若干の変更をしたいとして管理者の申し出がございましたことから、そういった観点を踏まえまして、市民会館等の備品を参考に改正案としております。  
                      例えばですが、舞台関係で言いますと花台400円となっておりますが、こちらは100円に直しております。こちらはあまり電気を使用していないといった観点から若干安くなっております。次のページをご覧ください。照明関係ですが、右の改正案ではフレネルライトとトツライトを300円としておりまして、左はパーライト、ミニパーライトなどがございましたが、こちらはもうすでに古くて、ほとんど使用がないことから今回改正にあたってライト自体をなくしてしまったことからこの欄からは削除しております。それから音響関係はあまり変更がございましたが、展示関係ではDVDなどのプレイヤーを入れたり、プロジェクター・スクリーンを設置しております。  
                      それから先程の説明でもお話ししましたが、電気料がかかっておりますので、冷房設

備等も若干お金をいただくこととしております。

以上こういった改正案としております。

簡単ではありますが、私からの説明は以上です。ご承認賜りますようお願いいたします。

教 育 長                   ただ今の議案第1号についてご質疑等ございますか。

委       員                   冷房設備が1時間あたり400円ということですが、暖房は別にとっではないのですか。

事 務 局                   暖房は条例で最初から施設の設備としてついているものなので、条例の方で規定しておりますが、冷房は後で購入してつけたものですので、備品として登録されていることから今回見直しを行うものになります。

委       員                   冷房設備をつける、つけないは借りる側の判断で、例えばその時になって暑くてしようがないからとなってから借りることで問題はないということですか。

事 務 局                   はい、おっしゃるとおりです。

教 育 長                   例えば左の照明関係のものが右に入っていないということは、使えないということですか。

事 務 局                   はい、パーライトですとかミニパーライト、ベビーライト、ミラーボールはほとんど使う人もいないということで今回削除しました。

教 育 長                   その他、ありますか。

各 委 員                   ( なしの声 )

教 育 長                   なければ、以上で議案第1号について終了いたします。

続いて、日程4、報告に入ります。

報告1は、恵庭市立学校教職員に係る時間外在校等時間(令和6年10月~12月)の公表についてです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局                   私のほうから、報告1恵庭市立学校教職員に係る時間外在校等時間についてご報告いたします。

市教委では、『恵庭市立学校における働き方改革推進計画』において、教職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた時間外在校等時間の目標を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内としているところであります。

本日お示しいたしましたのは、昨年10月から12月までの小中学校別の時間外在校等時間となっております。この3か月の超過時間の平均は、小学校においては25時間34分、中学校においては44時間26分、小中学校を合わせた時間外在校等時間の平均は、32時間32分となっており、目標である45時間以下と比べますと、

全体としては目標時間以下とはなっておりますが、月毎で見ますと中学校で10月と11月は45時間を超えている状況であります。

また、昨年同時期の時間外在校等時間と比べまして、3か月の平均では小学校では若干削減されておりますが、中学校では1時間46分増加している状況でありました。

なお、前回から各学校のデータも付けるようにしておりますが、時間外在校等時間が前年同時期と比べて3カ月とも増加している学校、3カ月とも削減となっている学校、月によって前年度より増えてたり減ってたりしている学校とばらつきがあります。市教委としましても引き続き、教職員の働き方改革を進め、時間外が少しでも減少するよう取組みを進めて参りたいと考えております。

以上、簡単ですが、報告とさせていただきます。

教 育 長

ただ今の報告1についてご質疑等ございますか。

委 員

学校別の状況を見た時に、一部の学校ですが、まだ高い数値にあるかもしれませんが、小学校で顕著に時間外が減っているなど見受けられる学校があるのですが、これは何か効果的な対策を打ったのか、それと一部の中学校で若干下がっているのですが、依然高い状況にある学校があるということで環境的な要因があるのでしょうか。

事 務 局

2校の状況について、学校訪問等している状況ですので、要因の一側面にしかありませんが、教育委員会事務局としておさえている状況についてご紹介させていただきます。この小学校については、保護者の方々の対応ですとか生徒指導の事案がないわけではなくて、結構先生方に残って対応していただいている状況ではあるのですが、非常に管理職のマネジメントがききながら日常的に教頭先生が教職員に声をかけていただける教頭先生で、早く帰れる時には早く帰ろうという管理職の働き方がこの学校については効いているという印象を受けております。一方、この中学校はどちらかというとその反対の部分があるということで、私どももこの学校の時間外在校等時間が過去に比べて多いということと、特定の100時間を超えている教員がずっと継続している状況があるという部分を問題視して管理職と協議したことがありました。そういった部分で管理職にはもう少し残ってやっている業務の内容でありますとか先生方が日常的に抱えている状況でありますとか、そういったものにも目配りしながら管理職のマネジメントをもう少し効かせていかないと、先生方の時間外の縮減につながっていかないのではないかとこのことを市教委として指導させていただいたという経過でございます。

教 育 長

この小学校については、昨年度、課題研という研究発表会があったものですから、それにずいぶん時間をかけていたという一面もあります。中学校は、今説明があったとおり、教育委員会としても課題に感じておりましたので、教育委員会として校長・教頭に、また教育局にも入ってもらって今後のマネジメントの在り方についても一緒に話し合ったところです。この学校は、2間口校でありまして、教科の先生が他の市内の大きな学校よりも負担が少し大きいです。そういう側面も少しあるということです。2間口校だからすごく忙しいというわけではありませんが、そういった側面もあるということです。

委員 月ごとにばらつきがあると思いますが、1年間で360時間以内という年間の目標になっておりますが、これはだいたいクリアできているのでしょうか。

事務局 今年度でいいますと、12月でこのような状況ですので、学校によっては難しい学校が出てくる可能性があります。

教育長 特に中学校の時間外在校等時間が多いのですが、補足があればお願いします。

事務局 一番大きな要因となっているのは、先生方が例えば教材研究、授業の準備に入るにあたって部活動の指導が終わってからその仕事を始めて帰路につく。あるいは学級通信を部活の時間が終わってから作成をしだすということで、そこが一つの時間外在校等時間の要因の中にあることは、これまでのデータから間違いのないところではないかと考えております。

教育長 それに対して学校で部活動の軽減をするための取組みをやっている学校もありますが、その部分も補足があればお願いします。

事務局 教員にもよるのですが、部活動の校内でスポンサーと呼んでおりますが、担当する顧問の先生方を複数配置にしながら日常的に入れ替わりながら通常の業務と並行してやれるような工夫でありますとか、場合によっては外部の方のお力を借りながら、教職員としての仕事ができるような工夫を凝らしたり、そういった工夫はしているのですが、先生方も熱心な先生もいて、部活動も教職員の仕事もというように捉える先生も実際にはいるのだろうというように考えております。

教育長 その他、ありますか。

各委員 (なしの声)

教育長 なければ、以上で報告1について終了いたします。

続いて報告2は、地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)の配置についてです。事務局よりお願いいたします。

事務局 私からは、報告2地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)の配置について、ご説明いたします。

本市では、地域学校協働活動の推進に向けて、地域と学校をつなぐコーディネーターを市内13校各校に1名ずつ配置できるよう整備しており、今年度は先行して恵庭小学校に1名配置しております。

地域学校協働活動推進員、通称、地域コーディネーターの主な役割は、地域と学校をつなぐための連絡調整及び情報共有のほか、地域学校協働活動の企画・運営となっております。

今年度の活動実績として、「恵小コミスク通信」の発行、恵庭通学合宿の企画・運営、キャリア教育、九九検定などの支援実施などに取り組んでおります。

今後の予定ですが、毎年夏ごろ各校に対して意向調査を実施し、配置時期及び

人選について各校の意向を確認した上で配置を進めていきます。

なお、令和7年度は、恵庭小学校も含めまして7校に配置の予定をしております。  
以上です。

教 育 長

ただ今の報告2についてご質疑等ございますか。

委 員

この地域コーディネーターの担い手になる方はどういう方なのでしょう。

事 務 局

地域をよく知る方と学校との調整ができる時間がある方が大事かと考えております。

委 員

具体的にはどういう方がやっているのでしょうか。

事 務 局

今は、恵庭小学校のみですが、来年度以降につきましてはまだ名簿が上がってきていないものの、漏れ聞くところによると地域をいろいろ知っている方が多いです。あとは元PTA会長ですとか、そういった方のお名前が上がってきております。

委 員

ちなみに報酬は発生しますか。

事 務 局

はい、報酬は発生します。

委 員

地域コーディネーターと学校運営協議会コミュニティ・スクールが重なるところがあると思うのですが、その役割や違いはどういうところになりますか。

事 務 局

学校運営協議会の方々がコミュニティ・スクールの活動をそのままやっている学校もあるのですが、それとは別に地域活動をしている団体さんがそういった活動をしていたりとか、学校によってそれぞれコミュニティ活動の仕方が恵庭市では違っておまして、このコーディネーターというのは学校の先生方、校長先生・教頭先生が地域の方といろいろなことをやろうとする時に、業務量が結構かかってしまうので、まずは学校の先生方とつながって地域の方々の代表としてこういったことをやってはどうだろうかとか、もしくは地域学校協働本部の中に入り込んで、そういった方々の意見を聞くとかそういったことをするのがコーディネーターの役割になります。

コミュニティ・スクールの部分については、教育総務課の方で活動の補助金を出している関係があって、学校教育と社会教育で担当同士も連携してやりましょうという関係性があります。その中でコミュニティ・スクールの大きな役割として学校教育、学校経営方針とか地域として承認されるようなことを共有する場としてコミュニティ・スクールがあります。一方で、コミュニティ・スクールの関係者による活動自体も学校を支えているような活動もあります。その活動のところに入ってくると社会教育の関係性が出てきて、ただ、コミュニティ・スクールの活動の部分を通していく時にそれを先生が子ども達のこういう活動をする時期にきましたが、その調整が仮に教頭先生が、コーディネーターが配置されたことでこの部分をコーディネーターの方にも協力いただけないだろうか、そういうような展開が出てくればいいなと考えております。そういう意味ではコーディネーターがコミュニティ・スクールの活動の活性化にもつながるの

ではないかなと考えております。学校運営協議会の役割として一番大きいところとして校長先生を中心とした学校経営方針を地域として承認する、あるいは意見を場合によっては届けるという、それが学校運営協議会コミュニティ・スクールとしての大きな役割としてあります。

教 育 長 逆にそれしかない、話し合うことしかない学校もあります。そういう学校は子ども達への支援とかそういう活動が上手くいっていないことがあります。それを上手くするために今回コーディネーターを配置して廻していこうというものであります。

委 員 今のコーディネーターはCSのメンバーでも問題ないのでしょうか。

事 務 局 はい、CSの中に入っている方もいますし、また、そうじゃない方の場合もあります。

教 育 長 その他、ありますか。

各 委 員 ( なし の 声 )

教 育 長 なければ、以上で報告2について終了いたします。

続いて報告3は、美術品(彫刻作品)の寄贈についてです。事務局よりお願いいたします。

事 務 局 私からは、報告3美術品(彫刻作品)の寄贈について、ご説明いたします。

令和6年12月20日付で彫刻作家の鈴木吾郎氏より、38作品の寄贈に関する『寄附申出書』が提出されました。

鈴木氏は、大学卒業後、11年間恵北中学校で美術教員をしており、「教え子たちの多い恵庭市に自身の作品を寄贈することで、恵庭市民の皆さまの心を豊かにし、生きる励みにしていただきたい」との想いにより、この度の寄贈申し出に至っております。

このように、本市に縁があること、また、北海道を代表する彫刻作家であり、作品としての美術的価値が高いことなどから、寄附申し出を受領することとしております。

今後の予定ですが、3月12日に市民会館中ホールで作品の寄贈式および記念講演会を行い、5月30日からは夢創館にて2週間程度の作品展覧会を開催することとして進めております。

以上です。

教 育 長 ただ今の報告3についてご質疑等ございますか。

委 員 鈴木先生のこの38作品とその他に今までのものもあると思いますが、この展示、これからどういうふうに市民の皆様に見てもらおうかということなのですが、例えば鈴木美術館のようなものとか、常設で常に見れるような状態が一番いいのではないかと思います。今そういう器がないですが、将来的にどういうふうにしていくかということは今の段階ではあるのですか。

事務局

今の段階では、まだそこまでお話は教育委員会の中でも進められておりません。今回の作品展ですけれども、今後市民の方々と共に実行委員会形式で行いたいと考えておまして、そういった方々の協力を得ながら、また、これまで恵庭市の方々の中にもそういった要望、彫刻だけではなくて絵画をやる人だったり、文化協会でもいろいろ作品を持っている関係もありますので、そういった方々と話し合いながら今後については決めていきたいと考えております。今のところはそういった器がない状況です。

寄贈を受けるにあたりまして、鈴木先生とお話して、覚書のようなものを交わしております。その中では展示については、毎年企画展みたいなことを行っていくということで、その企画展については先程お話があったように実行委員会組織で、毎年同じものを展示してもお客さんの入りがありますので、その趣向を凝らしてテーマに沿った企画展を毎年定期的に行っていくということで、先程お話のありました常設の美術館のようなものは今のところ場所的にも財源的にも難しいです、ということはお互い鈴木先生もご了承いただいていることですが、今後実行委員会組織で長いスパンかけてどうなるかということとは不透明なところもあります。

教育長

その他、ありますか。

各委員

(なしの声)

教育長

なければ、以上で報告3について終了いたします。  
続いて、日程6、その他について、事務局よりお願いします。

事務局

若草小学校『学びの通級指導教室』新規開設についてご報告いたします。  
本日、机上配布いたしました資料をご覧ください。

通級指導教室とは、通常の学級に在籍する児童生徒のうち、通常の学級の学習等の活動に概ね参加することができ、障がいに応じた特別の指導を行う教室であり、市教委では、現在、小学校3校、中学校1校に『学びの通級指導教室』、小学校1校に『ことばの通級指導教室』を開設しております。

今年度、学校や保護者の通級指導教室設置要望があり、北海道教育委員会に教員配置を要望し、令和7年4月より若草小学校に『学びの通級指導教室』を新規開設することとなりました。

次に、『学びの通級指導教室』利用者の推移についてであります。平成28年度柏小学校の開設以降利用者が増え、平成31年度に和光小学校に分離新設しましたが、利用者の増加が続いている状況から、令和5年度にさらに恵庭小学校に新設し、令和6年5月1日現在、3小学校で計175名の利用でしたが、令和7年2月末時点では、176名が利用している状況です。

次に、若草小学校区における通級指導の利用の見込みについてであります。現在設置している通級指導教室を利用している児童は5名となっており、新規に26名の児童が通級指導を希望しております。

若草小学校の通級指導体制が安定するまで、若草小学校の児童のみを対象に指導を行う予定です。

保護者へは3月下旬に周知し、4月の中旬に保護者説明会、5月上旬より指導を

開始する予定です。

昨年、恵庭中に同様の新規開設を行い、教職員の内示が2月初旬にあったため、3月の常任委員会で報告できましたが、今年度は2月27日に内示があり、本日の委員会には、資料が間に合わず当日配布となりました。

報告は以上となります。

教 育 長                   ただ今の報告についてご質疑等ございますか。

委       員                   他校利用者数が見込みで21名となっておりますが、中学校も含めてこれは別の学校から通わなければならないから、今通っている学校の普通教室で、というお子さんもいらっしゃるということですか。

事 務 局                   先程ご説明しました新規26名の中の通級指導につきましては、通いたいけれども送迎ができないために他の学校に通えない児童が中には結構おりまして、若草小学校区では多かったということになります。

委       員                   それは小学校で学びの通級指導教室を開設するのは、若草含めて4校ですけれども、他の4校でもそういう状況下にあるのでしょうか。

事 務 局                   現在、開設されていない恵み野地区に関しましては通級指導教室利用希望者はいるかと思いますが、施設的な問題等もありまして、開設できる教室がないと開設できない。それと学校の要望としましては、教員が配置されないと開設できない、という2点があります。恵み野地区のお子さんにつきましては、通級指導を利用しているお子さんは少ないのですが、中には送迎できない関係もあるということは認識しております。今後、随時要望に応じて開設はしたいと考えておりますが、今のところは教室がないということが現状であります。

委       員                   松恵除いて他の3校に関してはできれば開設していく方向ということでよろしいでしょうか。

事 務 局                   恵み野小学校については、言葉の通級教室がありますので、そちらには学びを開設することができません。恵み野旭小学校については開設できる場所ではありますが、ただ、通級指導教室の加配の要件としましては13名以上いないと、というところがありますので、少ない人員では加配が要求できないような状況があります。

教 育 長                   その他何かございますか。

事 務 局                   今後の教育委員会関連事業についてご説明します。

3月12日に先程の鈴木吾郎氏の記念講演会がございます。3月22日にそれに関連して子ども塾で美術教室をやっていただくことになっております。

あと年度末年度始めということで、3月13日には中学校の卒業式、19日には小学校の卒業式、4月1日には教育委員会の予定で、4月2日には新規採用教員の辞令交付式をお願いしております。4月7日には小中学校の入学式がございます。

私からは以上です。

( 次回の日程確認 )

教 育 長

その他、全体を通して何かありますか。

各 委 員

( なしの声 )

教 育 長

以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。  
ありがとうございました。

終 了